

郡山市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者
並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の確認、法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者の確認及び法第54条の2第2項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認並びに法第58条の2に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認（以下これらを「確認」という。）に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(確認の通知書)

- 第3条 市長は、郡山市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則（平成27年郡山市規則第48号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定による申請書に対し、特定教育・保育施設の確認をするときは、特定教育・保育施設確認通知書（第1号様式）を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、規則第3条第2項の規定による申請書に対し、特定地域型保育事業者の確認をするときは、特定地域型保育事業者確認通知書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、規則第3条第3項の規定による申請書に対し、特定乳児等通園支援事業者の確認をするときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、規則第9条の規定による申請書に対し、特定子ども・子育て支援施設等の確認をするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

(確認の変更の通知書)

- 第4条 市長は、規則第4条第1項の規定による申請書に対し、確認を変更するときは、確認変更に係る通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。
- 2 市長は、規則第4条第2項の規定による申請書に対し、確認を変更するときは、確認変更に係る通知書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

(確認の公示)

- 第5条 市長は、法第41条第1号の規定による特定教育・保育施設に係る確認の公示は、第7号様式により行うものとする。
- 2 市長は、法第53条の規定による特定地域型保育事業者に係る確認の公示は、第8号様式により行うものとする。
- 3 市長は法第54条の3の規定により準用する法第53条の規定による特定乳児等通園支援事業者に係る確認の公示は、第9号様式により行うものとする。
- 4 市長は、法第58条の11の規定による特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に係る確認の公示は、第10号様式により行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

様

郡山市長

特定教育・保育施設確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定教育・保育施設の確認申請について、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により、次のとおり利用定員を定め、確認したので通知します。

施設	事業所番号			
	施設の名称			
	特定教育・保育 施設の種類の			
	施設の所在地	(〒 -)		
(ビルの名称等)				
利用定員の内容	区 分	人 数		
	1号認定	人		
	2号認定	人		
	3号認定	0歳児	人	
		1・2歳児	人	
その他確認事項・理由				

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長

特定地域型保育事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定地域型保育事業者の確認申請について、子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により、次のとおり利用定員を定め、確認したので通知します。

事業者	事業所番号			
	事業所の名称			
	特定地域型保育事業者の種類			
	事業所の所在地	(〒 -)		
		(ビルの名称等)		
利用定員の内容	区 分	人 数		
	1号認定	人		
	2号認定	人		
	3号認定	0歳児	人 (うち地域枠 -)	
		1・2歳児	人 (うち地域枠 -)	
その他確認事項・理由				

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として(訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者の確認申請について、子ども・子育て支援法第54条の2の規定により、次のとおり利用定員を定め、確認したので通知します。

事業者	事業所番号		
	事業所の名称		
	乳児等通園支援事業の区分		
	事業所の所在地	(〒 -)	
利用定員の内容	利用定員		人
	利用定員の区分	0歳児	人
		1歳児	人
		2歳児	人
その他確認事項・理由			

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。第4号様式（第3条関係）

様

郡山市長

特定子ども・子育て支援施設等確認通知書

年 月 日付けで申請のあった特定子ども・子育て支援施設等の確認申請について、子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の規定により、次のとおり確認したので通知します。

施設 又は 事業者	子ども・子育て支援 施設等の名称	
	子ども・子育て支援 施設等の種類	
	子ども・子育て支援 施設等の所在地	(〒 -)
その他確認事項・理由		

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1 又は 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長

確認変更に係る通知書

年 月 日付けで申請のあった確認変更申請について、子ども・子育て支援法
第32条第1項 第44条第1項 の規定により、次のとおり利用定員の変更について確認したので通知します。

施設・事業者	事業所番号				
	名 称				
	施設・事業者の種類				
	施設の所在地	(〒 -) (ビルの名称等)			
利用定員の内容	区 分	変更前	変更後		
	1号認定	人	人		
	2号認定	人	人		
	3号認定	0歳児	人(うち地域枠 -)	人(うち地域枠 -)	
		1・2歳児	人(うち地域枠 -)	人(うち地域枠 -)	
変更年月日	年 月 日				
その他確認事項 ・理由					

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

郡山市長

確認変更に係る通知書

年 月 日付けで申請のあった確認変更申請について、子ども・子育て支援法第54条の3の規定により準用する第44条第1項の規定により、次のとおり利用定員の変更について確認したので通知します。

施設・事業者	事業所番号				
	名称				
	乳児等通園支援事業の区分				
	施設の所在地	(〒 -)			
利用定員の内容	区分	変更前	変更後		
	利用定員	人	人		
	利用定員の区分	0歳児	人	人	
		1歳児	人	人	
2歳児		人	人		
変更年月日	年 月 日				
その他確認事項 ・理由					

備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 10 号様式（第 5 条関係）

郡山市告示第 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、次のとおり特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の確認を行ったので、同法第 58 条の 11 第 1 号の規定により告示する。

年 月 日

郡山市長

特定子ども・子育て支援提供者名	施設又は事業所名	施設又は事業所の所在地	確認年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	預かり保育事業の実施時間数、実施日数の状況（※）

※ 預かり保育事業について、教育・保育が提供される 1 日当たりの時間（教育時間及び預かり保育の提供時間の合計）が 8 時間以上、かつ、1 年当たりの実施日数が 200 日以上である場合は「満たす」と表示する。1 日当たりの時間、1 年当たりの実施日数のいずれかが、これらの量を下回る場合は「否」と表示する。